

総括表① 健全化判断比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

n年度の「実質公債費比率
(単年度)」ではないことに注意
すること

地方公共団体コード(6桁)を,
半角英数で入力すること

これら4指標が, 下記の基準に近接又は超過する場合は, 特に入念に再確認
前年比の増減要因を把握・分析

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
342041	広島県	三原市	-	-	10.5	77.6

団体区分

3.市

団体区分を正しく選択
すること

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.95	16.95	25.0	350.0
27,121,097	2,311,579	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

決算統計00表01行08列及
び県計数資料と一致

決算統計00表01行09列及び県計
数資料と一致

標準財政規模の内数であることに
注意すること

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成24年度決算)

Ver.24.00

資金不足算定様式2①表の「特別会計名」,
「(8)資金不足額・剰余額」をそれぞれの会計ごとに転記

本名

広島県三原市

会計名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	818,522
	ケーブルネットワーク事業特別会計	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0
	港湾事業特別会計	10,588
	土地区画整理事業特別会計	0
	一般会計等に属する特別会計	
小計		829,110
標準財政規模		27,121,097
実質赤字比率 (%)		-3.05

会計名		実質収支額
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険(事業勘定)特別会計	513,358
	国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計	24,775
	介護保険特別会計	42,309
	後期高齢者医療特別会計	3,839
	駐車場事業特別会計	0
	一般会計等以外の特別会計のうち	
合計		

(分母比)

総括表①「標準財政規模(千円)」と一致すること

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	1,565,622	5.8
	宅地造成事業以外		
	宅地		
	法 非 適 用 企 業		
	宅地造成事業以外		
	宅地造成事業		
	簡易水道事業特別会計	0	
	公共下水道事業特別会計	0	
	漁業集落排水事業特別会計	0	
	農業集落排水事業特別会計	0	
小型浄化槽事業特別会計	0		
土地区画整理事業特別会計	0		
合計		2,979,013	11.0
標準財政規模(再掲)		27,121,097	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-10.98	

(単位:千円)

分母比の大きい会計の増減要因を把握

1①表, 1②表「実質収支額(11)」及び2①表「(8)資金不足額・剰余額」の合計と一致

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成24年度決算)

Ver.24.00

団体名 広島県三原市

各項目の数値は、「3表(実質公債費比率の状況).xls」から転記

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成22年度	6,735,145			1,179,714	13,703	100,930	1,745	1,059,190	1,123,776	352,450	2,597,178	362,828
平成23年度	6,883,416			1,078,078	12,856	91,703	4,888	1,073,534	1,120,705	322,492	2,899,542	383,796
平成24年度	6,907,956			1,194,188	10,310	80,661	1,294	975,195	1,077,575	331,511	3,165,277	399,623

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等 決算統計「00表01行07列」と一致すること	普通交付税額 決算統計「04表01行21列」と一致すること	臨時財政対策債発行可能額 決算統計「00表01行09列」と一致すること
平成22年度	958	12,461	15,607,319	8,540,219	2,648,714
平成23年度	962	12,817	15,670,045	8,830,438	2,141,372
平成24年度	959	12,931	15,310,130	9,499,388	2,311,579

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成22年度	11.28760
平成23年度	10.30564
平成24年度	10.08140

	実質公債費比率(3カ年平均)
	10.5

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成22年度			27,181		12,500		49,273	11,976	
平成23年度			28,224		12,500		42,173	8,806	
平成24年度			28,224		12,500		31,058	8,879	

総括表④ 将来負担比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

団体名

広島県三原市

将来負担額

1①表「地方債現在高(12)」の「合計」と一致すること
 4①表「支出予定額」「将来負担額」と一致すること
 資金不足比率算定様式の4②③表「(10)合計」を転記
 4④表「将来負担額(4)+(8)」と一致すること
 4⑤A表「将来負担額(1)+(2)-(3)」と一致すること

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	連結実質赤字額			組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	
64,022,530	312,813	20,279,310	145,531	7,002,407	0	0	0	0	0
(分母比) 289	1	92	1	32					

(単位:千円)

4⑧表「充当可能基金(9)」の「小計」と一致すること

4⑩表.xlsの基準財政需要額参入見込額の合計を転記

充当可能基金	充当可能特定歳入		基準財政需要額算入見込額
	うち都市計画税		
11,468,641	9,967,475	8,660,230	53,145,281
(分母比) 52	45	39	240

(単位:千円)

将来負担比率の算定結果に大きく影響するため、分母比が大きい項目の額に間違いがないか十分に確認すること

「-」の時は、単位違い、充当可能特定収入の過大等がないか確認

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	
91,762,591 415	74,581,397 337	17,181,194 78	将来負担比率 (%)
<hr/>			
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	
27,121,097 123	4,987,876 23	22,133,221 100	77.6
<hr/>			